盛岡広域振興局長告示第58号

介護保険法（平成９年法律第123号）第75条第２項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和８年８月28日

盛岡広域振興局長　小野寺　宏　和

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371600545	株式会社アンダンテ	訪問介護　咲の樹	滝沢市大釜大清水334番地１	令和８年８月31日